

賛助会員加入のお願い

～助けあう 支えあう ふれあいのまちづくり～

東大阪市社協では、
賛助会員を募集しています。



賛助会員としてより一層応援してください
ますよう心からお願い申し上げます。

*社会福祉協議会(社協)とは?

社会福祉協議会(社協)は、「社会福祉法」に基づいて、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられており、全国・各都道府県・各市町村に設置されています。

*会員の種類及び会費

- 個人賛助会費(個人) 1□ 1,000円/年
- 団体賛助会費(団体) 1□ 3,000円/年
- 法人賛助会費(法人) 1□ 5,000円/年

何□でも結構です。各会費1□未満の金額については福祉協力金として承ります。

*賛助会費の主な使途

- 1.声かけ・見守りなど小地域ネットワーク活動、校区福祉委員会活動の推進
- 2.高齢者地域支え合いセンター事業の推進
- 3.ボランティア・NPO活動の推進
- 4.市民への福祉情報の提供、広報啓発事業(市民福祉講座の開催、東大阪ふくしだよりの編集・発行)
- 5.要援護者支援事業の推進(老人介護者の会リフレッシュ事業など)
- 6.福祉団体活動の支援

*賛助会員制度とは?

賛助会員制度とは、東大阪市社協が地域福祉の充実に向けて、一人でも多くの方々に社協の行う地域福祉活動・事業に対してご理解・ご賛同を得て、そのお気持ちを「会費」という形でご協力いただいている制度です。

東大阪市社協の事業活動や皆さんの身近な地域で取り組まれている小地域ネットワーク活動の貴重な財源となっています。



<お申し込み・お問い合わせ先>



社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13

TEL.06-6789-7202

FAX.06-6618-4566

http://www.heartnet-hoshakyo.org/

E-mail:hosyakyo@cup.ocn.ne.jp

(キリトリ線)

東大阪市社会福祉協議会 賛助会員入会申込書 (□新規・□継続)

東大阪市社会福祉協議会の賛助会員制度の趣旨に賛同し、会費を添えて入会を申し込みます。

平成 年 月 日

ふりがな

(氏名)

(電話)

(住所)

(備考)

- 個人賛助会員 (1,000-×
団体賛助会員 (3,000-×
法人賛助会員 (5,000-×

=

				円
--	--	--	--	---

※この個人情報は社協会員制度事業の目的以外に使用致しません。

社協の事業概要

東大阪市社協は、校区福祉委員会活動、ボランティアセンター事業などの地域福祉活動をはじめ、日常生活自立支援事業、基幹型地域包括支援センター事業、老人センターや保育園の運営、コミュニティソーシャルワーカー配置事業など、積極的に事業展開しています。

地域住民

ボランティア団体

N P O

当事者団体

東大阪市社会福祉協議会

総務課

- 理事会・評議員会、委員会等の開催
- 社協会員の募集・管理
- 事務局機能
- 共同募金運動の実施
- 苦情解決事業の実施など



ボランティア・市民活動センター

- 福祉団体の支援 ● 調査事業
- 福祉バス運行事業 ● 広報・啓発
- 生活福祉資金 ● 福祉教育
- ボランティア・市民活動の推進
- 災害ボランティアセンター事業
- 善意銀行 ● ボランティア基金
- ファミリー・サポート・センター事業など

角田総合老人センター 五条老人センター 高井田老人センター

- 老人センター事業
- 高齢者地域支え合いセンター事業
- いきいきネット相談支援センター事業（CSW配置事業）
- 校区福祉委員会活動の推進など

基幹型地域包括支援センター

- 総合相談・支援事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 権利擁護事業 ● 地域ケア会議
- 指定介護予防支援事業
- 介護者リフレッシュ事業など



日常生活自立支援センター

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的金銭管理サービス
- 書類等の預かりサービス
- 市民後見推進事業など



玉串保育園

- 子育て支援事業
- 障害児保育
- 育児相談
- 地域との交流（世代間交流）など



社会福祉施設

行政

民生委員・児童委員

校区福祉委員会

地域の実践組織「校区福祉委員会」で

小地域ネットワーク活動

校区福祉委員会は、おおむね小学校区を単位とする住民の自主的な組織で、地域における社会福祉の実践組織として声かけ・見守り訪問活動や介護予防事業・防災訓練活動などを行う小地域ネットワーク活動に取り組んでいます。



よろしくね

